

多文化社会専門職機構ジャーナル(The Journal of the TaSSK)

『多文化社会と実践研究』

投稿規程

(2023年6月18日版)

<本ジャーナルの発刊方法・形態>

0. 本ジャーナルは Web ジャーナルとして編集、発刊する。

<投稿者の要件>

1. 投稿は、本機構の会員であること（当該年度の会費を完納している者）を原則とする。ただし、共著・共同執筆の場合は、第一著者か、まとめ役の著者が会員であれば、その他の著者が非会員であっても構わない。その他、原稿を編集委員会が依頼する場合は、著者が会員・非会員であるかについては問わないこととする。

<原稿要件>

2. 投稿原稿は、多文化社会の構築や充実に向けた実践研究や教育実践に貢献するものであり、原則として未発表のものとする。

<使用言語>

3. (1) 原稿の執筆は原則として日本語で行う。日本語以外の言語での執筆を希望する場合には、日本語訳（全訳）を同時に提出することとする。
(2) 母語以外の言語で論文を執筆する場合には、使用言語のネイティブ話者によるチェックを受けること。

<文字数>

4. 原稿の文字数は 18,000 字以内（見出し、小見出し、図表等、注、文献リスト含む）とする。図表及び写真等に関しては、本誌の 4 分の 1 ページに相当する大きさを 400 字、2 分の 1 ページに相当する大きさを 800 字として換算する。
1 ページの文字設定を「40 字×30 行の 1 段組」（1,200 字）とする。（いずれも厳守）

<投稿方法>

5. 本誌への投稿を希望する者は、以下の 3 つの文書を MSWord もしくはそれと互換性のあ
る形式で作成し、電子メールの添付ファイルで提出すること。なお、投稿の際には、本
規程に付随した執筆要領を踏まえて投稿することとする。
 - (1) 投稿原稿
 - (2) 論稿の題目、要旨、キーワード
 - ①論稿の題目（和文）
 - ②論文の要旨（400 字以内）
 - ③論文のキーワード（3 つ以上、5 つ以内）

(3) 執筆者情報

- ①氏名（日本語表記及びアルファベット表記）
- ②住所・電子メールアドレス
- ③所属・職名（大学院生の場合には、修士・博士の別、日本語表記(英語表記がある場合には英語表記も併記のこと)

<応募期限>

6. 原稿の投稿締め切りについては、創刊号（2024年6月発行予定）以降のジャーナルの場合、原則として、2月末日とする。

ただし、0号（創刊前年度号：2023年12月発行予定）については、原則として、2023年7月末日とする。

<対話・精読（査読に代えて）>

7. 対話・精読に関しては、機構のメンバー（その論文に相応しいと考えられる理事、会員等）が1本あたり2人以上で担当して、内容確認、対話・精読を（いわゆる査読に代えて）行うこととする。

- (1) 投稿原稿は、投稿者と精読担当者間の対話、精読の担当者間による対話・協議の後、本機構が協議結果にもとづき掲載可否、修正等の要否を決定して、投稿者に通知する。
- (2) 対話・精読、協議の結果、原稿の修正を求められた投稿者は、指定された期日までに指示された加筆・修正等を行い、原稿を再提出すること。

<その他>

8. ジャーナルの構成、論稿の内容（発表、未発表の問題）、著作権等に関して

- (1) 論稿の掲載順序、ジャーナルの構成については、本機構（ジャーナル委員会）が決定する。
- (2) 本ジャーナルに投稿される論稿は、原則として未発表のものに限る。ただし、本機構主催の実践研究フォーラム、シンポジウム等の場において口頭で発表したものについては、その限りではない。また、報告書等に未査読で掲載されたものについては、改訂・改稿した上で投稿してもよいこととする。その場合には、必ず初出の掲載誌を投稿原稿末に明記すること。
- (3) 本ジャーナルに掲載される論稿に関しては、著作者が著作権を有するが、著作権法で規定する複製権及び公衆送信権等については、著作者に本機構に、その使用を許諾するものとする。

2023年6月14日作成

2023年6月18日理事会にて承認